

第3次 かどま男女共同参画プラン 進捗状況調査(令和6年度実施状況)

いきいきとすべての人が輝く男女共同参画都市

報告書

門真市



目 次

プランの策定にあたって	3
門真市がめざす姿	3
基本理念	3
プランの期間	3
プランの基本的方向（基本目標1～4）	3
重点施策	8
評価の方法	9
.....
評価シート	
基本目標1 1-1 施策1	10
施策2	12
1-2 施策3	13
施策4	14
1-3 施策5	16
1-4 施策6	17
.....
基本目標2 2-1 施策7	19
施策8	20
2-2 施策9	21
施策10	22
施策11	24
2-3 施策12	25
施策13	27
.....
基本目標3 3-1 施策14	28
施策15	30
3-2 施策16	32
施策17	34
3-3 施策18	36
施策19	37
施策20	38
3-4 施策21	40
.....
基本目標4 4-1 施策22	41
4-2 施策23	44
4-3 施策24	47

■プランの策定にあたって

門真市では、平成 14（2002）年に「かどま男女共同参画プラン」を策定し、門真市における男女共同参画社会の実現に向けて歩みはじめました。

最初の策定から 10 年が経った平成 24（2012）年に「第 2 次かどま男女共同参画プラン」を策定し、固定的性別役割分担意識の払拭をはじめとした、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに関する推進状況を広報紙や市ホームページ等で周知するなど、あらゆる機会で男女共同参画社会への理解が深まるよう啓発に努めてきました。

「女性活躍推進法」、「DV 防止法」の改正などを踏まえ、門真市のこれまでの取り組みのさらなる推進と、新たな課題への対応を進めるため、「第 3 次かどま男女共同参画プラン」を策定しました。

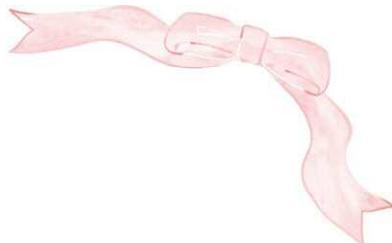
■門真市がめざす姿

「第 3 次かどま男女共同参画プラン」は、「男女」にとらわれず、すべての人を包含することとし、めざす姿を以下のように設定しました。

いきいきとすべての人が輝く男女共同参画都市

■基本理念

基本理念もめざす姿と同様、以下のように設定しました。



- すべての人の人権が尊重される社会の推進
- 政策・方針の立案及び決定への共同参画の推進
- 仕事と家庭生活、地域活動を両立できる社会の推進
- すべての人が生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会の推進
- 国際理解と多文化共生の推進

■プランの期間

令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間です。

■プランの基本的方向

すべての市民が性別にかかわりなく人権が尊重され、仕事と生活のあり方について多様な選択ができる男女共同参画社会の実現に向けて、4 つの基本目標を定め、施策を推進します。

あらゆる分野における参画拡大と活躍推進

(女性活躍推進法関連)

やりがいを持って働きながら、余暇活動や地域活動、また、育児や介護といった家庭内での役割も果たすことのできるワーク・ライフ・バランスの充実が求められます。

誰もがライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方が実現できるよう、就労や起業における女性活躍、また男性の育児・介護休業への支援を推進します。

方針1-1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 施策1 審議会等委員への女性の参画促進
- 施策2 女性職員・女性教職員の登用促進

方針1-2 ワーク・ライフ・バランスの理解と促進

- 施策3 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及
- 施策4 仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備

方針1-3 女性の就業支援

- 施策5 多様な働き方への支援の推進

方針1-4 女性の活躍推進

- 施策6 就労の場における女性の活躍推進



取り組み内容の指標	現状	目標 (令和14(2032)年度)
① 市における審議会などの女性委員の割合	29.3% (※1)	40%以上、 60%以下 (※4)
② 女性委員のいない審議会などの割合	11.4% (※1)	0%
③ 市における女性職員の管理職登用率	20.2% (※1)	30%
④ 市における男性職員の育休取得率	50.0% (※2)	↑
⑤ ワーク・ライフ・バランス啓発講座への参加者数	48人 (※3)	↑
⑥ 病児保育の受入定数	6人／1日 (※1)	↑

男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

いまだ根強く残る固定的性別役割分担意識による行動や選択の制限、無意識の思い込みによる偏見は、個人の能力や生き方の選択の幅を狭め、自由や尊厳を奪いかねません。

それらを解消するためには、幼少期からの教育、家庭・地域・職場あらゆる環境や立場からの学習や啓発の機会を通して、個人から社会全体へと意識を改革し、男女共同参画社会の実現を推進します。

方針2-1 広報・啓発・情報収集による理解の促進

- 施策7 男女共同参画の理解と共感
- 施策8 男女共同参画に関する情報の収集・提供

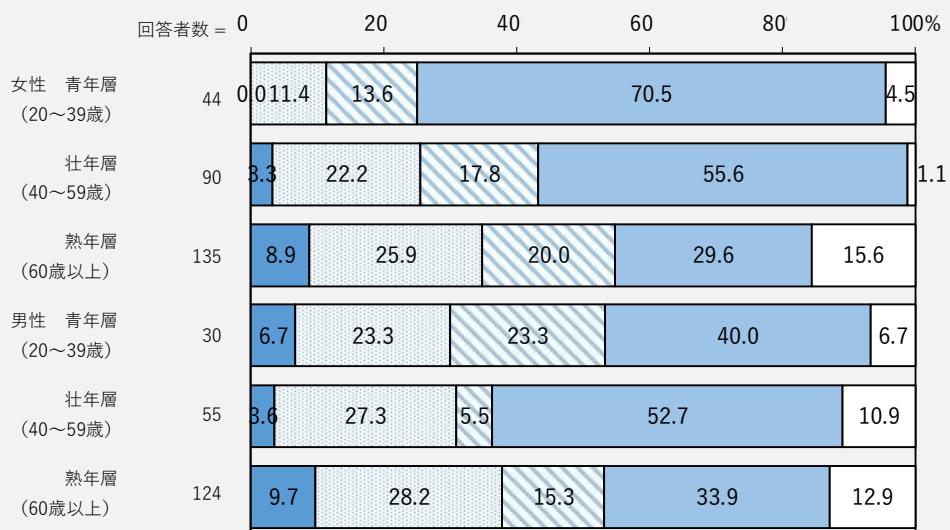
方針2-2 市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進

- 施策9 地域団体・企業などと一体となった啓発の促進
- 施策10 地域のさまざまな活動に対する男女共同参画の促進
- 施策11 市民、団体などの地域活動に対する支援

方針2-3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

- 施策12 保育所、幼稚園、認定こども園、学校における男女共同参画意識の醸成
- 施策13 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供

■性別・年齢別 「男は仕事・女は家庭」に対する意識



■性別・年齢別 「男は仕事・女は家庭」に対する意識

- そのとおりだと思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そうは思わない
- 無回答

資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

取り組み内容の指標	現状 (令和2(2020)年度)	目標 (令和14(2032)年度)
① 門真市男女共同参画推進条例の認知率	22.4%	
② かどま男女共同参画プランの認知率	16.9%	

すべての人が安心して暮らせる環境の整備

すべての人が生涯を通じて健康であり続けるためには、身体的性差について理解し合うことが大切です。特に女性はリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への尊重と配慮が必要です。

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ひとり親家庭や単身、高齢世帯の女性など、より貧困等の問題を抱えやすい人への支援が急務となっています。さらに、社会的困難を受けやすいとされる、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、在住外国人等へは、必要に応じた個別支援や周囲の理解促進が必要です。また、地域活動における男女共同参画を推進することで、多様な地域住民が安心して暮らせる地域共生社会を実現します。

方針3-1 生涯を通じた健康支援

- 施策 14 すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発・教育の推進
- 施策 15 生涯各期に応じた健康対策の推進

方針3-2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- 施策 16 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援強化
- 施策 17 複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進

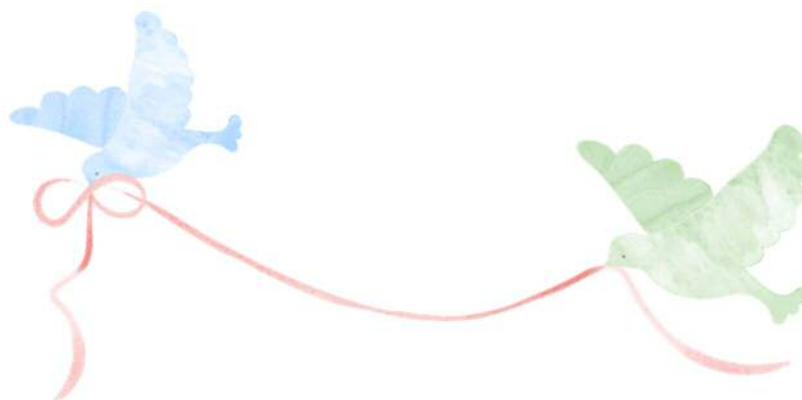
方針3-3 多様性の尊重と理解の促進・支援

- 施策 18 性の多様性の尊重と理解促進や支援
- 施策 19 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進
- 施策 20 多様な文化への理解と交流の推進

方針3-4 防災活動や災害時における男女共同参画の推進

- 施策 21 男女共同参画の視点を取り入れた防災活動や災害対応の推進

取り組み内容の指標	現状 (令和3(2021)年度)	目標 (令和14(2032)年度)
① 市・乳がん、子宮がん検診の受診率の向上	乳がん : 4.9% 子宮がん : 9.3%	
② 市・胃がん、大腸がん、肺がん検診の受診率の向上	胃がん : 1.2% 大腸がん : 6.5% 肺がん : 10.4%	



あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (DV 防止法関連)

DV や性犯罪などのあらゆる暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、その後の人生に深刻な影響を及ぼします。昨今はインターネットや SNS の普及により、性的あるいは暴力行為の対象とした表現の氾濫、性的な画像や動画を本人の同意なくインターネット上に公開するなど、新たな性被害のケースが増加しています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、若年層への教育や啓発、企業等への研修などを実施し、被害者へは安心して相談できる支援体制を充実していきます。

方針4-1 あらゆる暴力の根絶の推進

施策 22 暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発

方針4-2 相談体制の充実

施策 23 安心できる相談体制の充実と連携体制の構築

方針4-3 被害者への支援体制の充実

施策 24 被害者の安全確保と支援体制の充実

■ DV を相談しなかった理由

回答者数 = 20

どこに（誰に）相談したらよいのかわからなかった

恥ずかしくて誰にも言えなかった

相談しても無駄だと思った

相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った

自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った

相談先の担当者の言動により不快な思いをすると思った

世間体が悪い

他人を巻き込みたくない

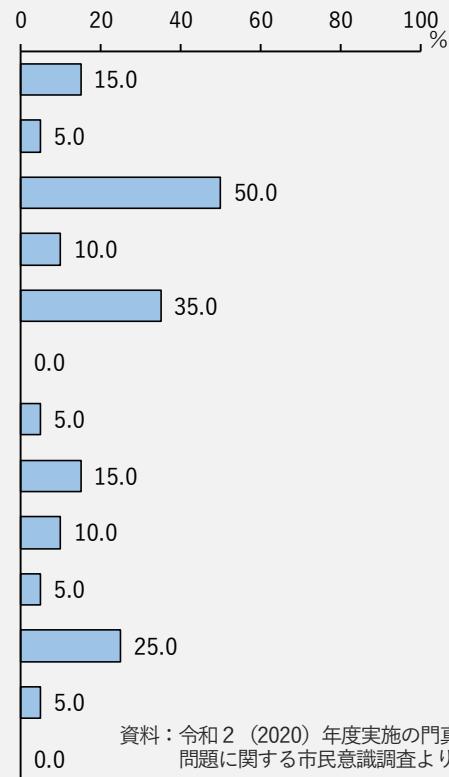
そのことについて思い出したくない

自分にも悪いところがある

相談するほどのことではないと思った

その他

無回答



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

取り組み内容の指標	現状 (令和2(2020)年度)	目標 (令和14(2032)年度)
① DV に関し「直接自分が暴力を受けたことのある」率の低下	女性：14.1% 男性：5.7%	0%
② DV の相談窓口を「ひとつも知らない」率の低下	女性：10.7% 男性：9.1%	△

■重点施策

これまでの取り組みの中からの継続課題や国及び大阪府の新たな計画に取り上げられた課題などを踏まえ、特に重点的に取り組む具体的な項目を「重点施策」として掲げます。

基本目標 1

◆ 審議会や管理職への女性登用

女性の職域の拡大、積極的な管理職への登用を推進し、審議会などでは女性委員の比率目標を40%以上、60%以下とします。

◆ 男性の育児休業取得への理解・促進

男性の育児休業の取得促進に向けた取り組みを推進します。

◆ 女性の就労や活躍機会への支援

ライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方を実現できるよう、女性の就労や起業を支援します。

基本目標 2

◆ 市民への男女共同参画の啓発

男女共同参画に関する周知・啓発に取り組み、男女共同参画意識の醸成に努めます。

基本目標 3

◆ 性の多様性の尊重

性的マイノリティへの差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きられる社会づくりを推進します。

基本目標 4

◆ 暝力の根絶と被害者支援

あらゆる暴力の根絶に向けて若い世代への教育や啓発、企業や教職員への研修等を実施します。また、安心して相談できる支援体制を充実します。

① 庁内推進体制の充実

プランに基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、関係部局間との連携と緊密な調整を行うなど、庁内推進体制の強化を図ります。

② 国・府・自治体間との連携の推進

プランに掲げる施策・事業の中には、市が主体的に取り組むものほか、制度や法律など国・府の施策の取り組みによるものも多くあります。国・府との連携を強化し、必要に応じて協力を要請するとともに、近隣自治体等との協力関係を強化します。

③ 市民、事業者などの協働による推進

「門真市男女共同参画推進条例」に基づく市の責務、市民の責務、事業者の責務を踏まえ、市と市民、事業者などの協働により、男女共同参画社会づくりを進めます。

■評価の方法

第3次かどま男女共同参画プラン（令和5年度～令和14年度）では、4つの「基本目標」とそれに対する「現状と課題」、目標を実現するための「取り組み内容」を定めています。

進捗状況の調査においては、各課題の解決に向けて、所管課が施策ごとに実施報告・自己評価を行います。

この評価に対し、門真市男女共同参画審議会が各施策の第三者評価を行います。

①所管課の評価

各施策について、所管課が当該年度計画と前年度の実施状況の報告を行います。評価基準については、まず、各施策における「男女共同参画の視点でめざす効果」の評価を行い、その評価に基づく「前年度の実施状況の自己評価」を行います。

男女共同参画の視点でめざす効果

1	男女共同参画への理解促進に向けた啓発
2	男女共同参画の意識を育む教育
3	各種様々な課題解消に向けた情報提供
4	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み
5	関係機関との連携
6	相談体制の充実

前年度の実施状況の自己評価

A	計画通り実施し、予定を上回る効果を発揮した
B	計画通り実施し、予定した効果を発揮した
C	計画通り実施したが、課題が残る
D	計画通りに実施できなかった

②門真市男女共同参画審議会の評価

門真市男女共同参画審議会委員において、施策ごとに意見をいただきます。

■評価シート

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策	1	審議会等委員への女性の参画促進
所管課		人権市民相談課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①市政に対する関心の喚起	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>「門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画」及び「第3次かどま男女共同参画プラン」を周知啓発するため、市ホームページに概要や基本理念等を掲載するとともに、推進状況等調査シートの公表を行った。6月の男女共同参画週間においては、広報紙・市ホームページに啓発記事を掲載したほか、庁舎掲示板・WESSにポスターを掲示し、併せて、府内インフォメーションにて職員にも周知を行った。なお、定例実施しているWESSセミナーにおいても、参加者に対し、条例や第3次プラン等について周知した。なおセミナーは、キャリアアップやジェンダー視点で考える防災ワークショップなど、毎回テーマを工夫し開催した。</p> <p>今後も従来の啓発手法に加え、SNSを活用するなどさまざまな媒体を活用して周知啓発に努めていく。</p>	B
②審議会等委員への女性の参画促進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>関係各課に対し、審議会等の委員の男女比に関して、「第3次かどま男女共同参画プラン」における女性委員の割合に関する現状や男女共同参画の視点等の周知を行った。また、市ホームページに、女性参画に関する国の取り組みページ（外部リンク集）、女性の活躍状況の「見える化」のページへのリンクを設け、周知・啓発を行っている。なお、リンク先では、女性の政治参画マップなどが閲覧できる。</p> <p>男女共同参画週間等の機会を活用して、府内関係課へ女性委員の登用について周知啓発する。 審議会等委員の任期等による交代も考慮し、継続して周知啓発に努める。</p>	B
③人材の把握と活用	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>男女共同参画の促進に向け、6月及び11月に審議会や委員会等への女性委員の登用促進等、女性参画の充実を図る必要性の周知・啓発のため、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発ティッシュを配付した。また、WESSセミナーや施設についてのチラシを配布し、PRを行った。</p> <p>審議会や委員会において、多様な意見を反映するためには、男女偏りのない委員の登用が重要であることを府内関係各課に周知するとともに、審議会等において、比率の低い女性委員の登用を促す。 審議会等委員に参画できる女性リーダーの人材把握、人材養成について取り組みを進めていくための具体的方策について検討する。</p>	B
④民間団体における女性の参画の拡大	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>10月開催のワーク・ライフバランス（WL B）啓発講座の開催案内を広報、市ホームページ等で、周知・啓発した。講座は「ジェンダー視点で読み解く ワーク・ライフ・バランス」と題し、ジェンダーの視点で見た時のライフ・ワーク・バランスがどのようなものであるのかを学び、ひとりひとりが充実した生活を目指すためにできることは何かを考えていただくことで、女性参画に関する周知・啓発を行うことができた。</p> <p>ワークライフバランス講座の開催を関係団体等へ広く周知したうえで、引き続き実施する。</p>	B

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
⑤地域活動における女性の参画の拡大	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>民生委員児童員協議会にて、民生委員児童委員に対し、第3次男女共同参画プランの概要版を基に説明を行い、男女共同参画への理解を深めていただいた。</p> <p>今後も関係機関の会議等に出席し、男女共同参画及びWESSの効果的な啓発に繋げていく必要がある。</p>	B

審議会の意見

1-②

女性委員不在の3つの審議会のうち「心臓検診委員会」については委員が医師なので中々…との返答が事務局からあったが、医療分野においても男女共同参画は進めいくべきであり、登用目標は達成できるもの考える。

1-③

WESSセミナーについて、開催場所のスペースの都合もあるかとは思うが、定員10名というのは参加を検討するうえでかなりハードルが高いのでは。(発言を求められるのでは…等懸念しているのかもしれない)人数増やせないか、開催場所含め検討していただけたら。

1-②③女性のいない審議会はまだ存在するのか。女性が参画できなかった理由は何か?

1-①～⑤

自己評価がすべてB評価となっているが、A評価になっていない理由は何か?
啓発の効果がどのようにあったのかがわかりにくい。アンケートを実施し、啓発効果を評価する必要はないか。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策	2	女性職員・女性教職員の登用促進
所管課	人事課、学校教育課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①職員研修の充実と 男女共同参画の視点 に立った職務配置の 推進	各種 様々な 課題解 消に向 けた情 報提供	<p>今後新主査選考の対象となる若手職員を対象に、キャリアデザインやライフプラン作成に資する研修を実施するなど、職員のキャリア形成の支援に努めた。加えて外部の研修機関で実施された、管理職としてのキャリアを描くことを目的とした「女性リーダー研修」へ受講者を派遣する機会を設け、自身のキャリアアップを前向きに捉えられるよう支援した。また女性職員の活躍のためには周囲の理解も重要と考え、令和6年度は「女性の力を組織の資源に～女性が働きやすい職場づくりに向けて～」と題し、女性特有の健康課題の視点から見たコミュニケーションのポイントについて学ぶ研修を実施した。</p> <p>人事異動においては、男女の差なく能力に応じた管理職登用を行った結果、令和6年4月1日時点の女性管理職（課長補佐級以上）は43人であり、管理職全体の22.5%であった。</p> <p>職員のワークライフバランスを推進する様々な取組を促進することで、まずは男女関係なくどの職員も長く働くことができる職場環境を整備するとともに、これまで実施しているキャリア形成に係る研修等を継続することで、男女の差なく、その職員の能力に応じた管理職登用を実施していくことで、女性管理職の割合を高めていきたい。</p> <p>また若手職員の段階から管理職としてのキャリアを積極的に描けるよう、7年度は将来の幹部候補生を対象とした外部の研修機関への派遣を予定しており、男女の差なくどの職員も積極的なキャリア形成を行えるよう引き続き努める。</p>	B
②小・中学校におけ る女性管理職の任用	男女共 同参画 への理 解促進 に向け た啓発	<p>市内小・中学校19校38名の管理職のうち、14名が女性であり、登用率は36.8%である。</p> <p>女性教職員の管理職登用を今後も積極的に進めていく。</p>	A

審議会の意見

2-①②

市内小中学校での女性教職員の管理職登用が進んでいる点は高く評価できる。若手職員を対象とした研修も進められているが、同時に、女性・男性職員とともに子育てやプライベートの充実を図れるような支援事業も重要である。門真市が、市内の企業の男女共同参画推進のモデルとなるような取り組みの推進が必要ではないか。

1~2全体

今後の取り組みの内容について抽象的な表現が多い。目標達成の道筋を教えてほしい。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-2	ワーク・ライフ・バランスの理解と促進
施策	3	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及
所管課	人権市民相談課、産業振興課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①ワーク・ライフ・バランスの啓発	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	10月に、市在住・在勤・在学者及び市職員を対象とした「ワーク・ライフ・バランス（WLB）啓発講座」を人事課と共に開催した。また、ドーンセンターから送付される情報ライブラリーの図書案内や各種チラシなどをWESSに配架し、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めた。	B
②労働時間短縮に向けた啓発	関係機関との連携	大阪府の女性ライフステージ応じた働き方に関する啓発チラシの配架等により、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて周知に努めた。 引き続き、大阪府や商工会議所等関係機関と連携し、事業者に、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて啓発を図る。	B

審議会の意見

3-①

令和6年度に実施されたWLB講座は対面、遠隔、両方など、どのような方法で実施されましたでしょうか。また実施日時はいつだったでしょうか。対象が市在住・在勤・在学者及び市職員と広いこともあり、内容だけでなく、実施の方法や日時に工夫の余地はありませんか。

3-②

人手不足や経営者の高齢化などさまざまな理由により、地元の中小・零細企業への働きかけが難しいと思いますが、どのような工夫をされましたでしょうか。またその効果や課題はどのようなものでしょうか。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-2	ワーク・ライフ・バランスの理解と促進
施策	4	仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備
所管課	人事課、産業振興課、保育幼稚園課、高齢福祉課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①育児・介護休業制度の普及啓発	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>仕事と家庭の両立支援を図るため、職員の両立支援ガイドブックによる制度の普及啓発を推進している。また、職員が育児休業や介護休暇を取得する際には、人事課職員が対象職員一人一人と個別相談の場を設け、改めてその職員の仕事の状況や家庭の状況などに応じた育児や介護に関する各種休暇制度や補助制度等について丁寧に制度説明を行い、職員が安心して仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備に努めた。</p> <p>また、職員採用説明会、新規採用職員研修時においても育児休業、介護休業などの制度説明を行い、職員採用時から育児・介護休業制度の普及啓発を図っている。</p> <p>上記取組みにより、令和6年度育児休業取得率については女性職員100%（令和5年度全国平均100%）、男性職員76.0%（令和5年度全国平均47.6%）で、男女とも全国平均以上となっている。</p>	B
②事業者に対する男性の育児休業、介護休業取得に向けた働きかけ	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>引き続き育児休業等の取得を希望する職員に対し、人事課職員が個別相談に応じるとともに、必要に応じて職員の両立支援ブック等の改訂を行うなど、職員が安心して仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備に努める。</p> <p>また育児休業取得中の職員の代替職員として引き続き会計年度任用職員の任用を認め、育児休業取得中の職員以外の職員の仕事量が著しく増えることのないよう努める。</p> <p>また、各種制度について、新規採用職員研修や職員報発出などの機会を通じて、職員への周知・啓発を図りたい。</p>	B
③保育サービスなどの充実	相談体制の充実	<p>大阪府の男女共同参画に関する啓発チラシを配架し、周知に努めた。また、門真市「職住近接」のための企業魅力アップ事業補助金制度において、交付対象事業の一つとして、男性の育児休業取得に対し、補助金（1人当たり150,000円、上限300,000円）を交付するメニューを設けており、1事業者に対して補助を行った。</p> <p>引き続き、大阪府や商工会議所等関係機関と連携し、事業者に、育児休業・介護休業等の制度について、啓発を図る。</p> <p>また、門真市「職住近接」のための企業魅力アップ事業補助金制度における、男性の育児休業取得補助について活用促進を図る。</p>	B
④介護サービスなどの充実	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の提供や延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどの各事業を適切に実施した。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画に基づき、市民ニーズに即した子育て支援施策の供給体制の構築を図る。</p>	B
		<p>家族介護者の社会的孤立の予防、介護休暇等の制度等、必要な知識や情報提供を行い、家族の介護負担の軽減につながるよう各地域包括支援センターが家族介護教室を開催した。</p> <p>また、介護者の孤立感の解消や悩みを相談でき、介護者の心身の回復を目的としている介護者家族交流会も各地域包括支援センターで開催している。</p>	B
		家族介護教室や交流会について、各圏域で実施することで、介護者の孤立や介護負担の軽減に努める。	

審議会の意見

4-①～③

パパ休暇はママ休暇に比べて日数が短いと思いますが、一人平均どれくらい取得できているか、把握されていますでしょうか。

また、実際にパパ休暇等を取得された職員へのアンケートを実施し、改善点を明らかにするなどの努力はされていますでしょうか。

大手企業では、男性の育児休暇の取得日数を増やすところが増えてきているようですので、取得率はもちろん、取得日数の増加(または改善)にも着手いただければと思います。同時に、休暇の取得者が同僚に気を遣わなくて済むようにするために、代替職員の配置に努めておられるとのこと、良い取り組みだと思いますが、同僚間では温度差がある可能性があります。育児がなくても介護がある職員などさまざまな事情を抱えた職員がいらっしゃると思いますので、「お互いさま」の精神を育む努力が必要だと思います。

男性の育児休業取得者を増やすことを目的とした補助金に関するメニューを設けておられることはとても良い取り組みだと思います。

働く女性が増え、保育士需要が高まる中、保育士などの人手不足が社会問題となっています。門真市はどのような状況でしょうか。また、人手不足についてどのような対策が取られていますでしょうか。

4-④

家族介護教室の開催は介護にあたる方にとって、非常に心強く、心身ともに役に立つ取り組みだと思います。

一方で、特に男性の場合、高齢者自身やその介護にあたる方が他人に頼らないで自分の責任で生きるべき、面倒を見るべきなどの「男らしさ」に縛られ、結果的に孤立が深刻になっているケースが多いように思います。そのような問題への予防対策として、若年男性や中年男性へのジェンダー教育が必要なように思いますですが、高齢福祉課の中でのそのような認識は共有されていますでしょうか。また、具体的に他の課と連携して男性の孤立予防対策にあたるような取り組みを行っておられますでしょうか。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-3	女性の就業支援
施策	5	多様な働き方への支援の推進
所管課	人権市民相談課、産業振興課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①女性の起業や経営、再雇用などの支援	関係機関との連携	様々な機会を通じて、WESS の施設案内やセミナー等についてのチラシを配布し、周知した。また、当該相談窓口で求人情報を閲覧している方に対して、積極的に声掛け等も行っており、併せて就労相談やセミナーの案内を行うなど、周知に努めた。	B
		女性を対象とするセミナーや就労相談等を実施することで、引き続き女性のキャリアアップや再雇用などにつながるよう支援を行う。	
②育児休業取得者の職場復帰などの促進に関する啓発	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	大阪府の女性活躍に関する啓発チラシを配架し、情報提供に努めた。	B
		引き続き、大阪府や商工会議所等関係機関と連携し、事業者に、育児休業取得者の職場復帰などの促進に関する啓発を図る。	

審議会の意見

5-①

取り組み内容を含めて、自己評価は適切と考える。

今年度目標は、前年の継続として適切であるが、より具体的な数値目標の設定(例えば相談者の増加数・率等)及び取り組み内容として相談者のその後の成果の調査(実際に就労に繋がったのか)による効果検証等が取り組みとして追加可能かを検証頂きたい。

5-②

取り組み内容に対して効果が上がったかに関する報告が見られず、自己評価について判断が難しい。

機会均等法の具体化の一つであり、法改正を踏まえた両立支援政策は本年のトピックとも言うべき内容であり、中小企業事業者に対するより積極的かつ具体的な啓発活動の実行を求める。また、啓発の成果としての企業実績のフォローも検討されたい。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-4	女性の活躍推進
施策	6	就労の場における女性の活躍推進
所管課	人権市民相談課、産業振興課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①市民に対する労働 関係法令や制度に關 する啓發	関係機 関との 連携	<p>労働関係法令や働き方改革関連法について、関係機関からの法令の趣旨・内容が記載されたチラシ・パンフレット等があった際には庁内各所に配架し、周知・啓発を行った。セミナーや講演会参加者、WESS 来庁者にも積極的に案内した。</p> <p>引き続き、関係法令の趣旨・内容が記載されたチラシ・パンフレット等を配架し、また、広報や市ホームページを活用し、制度の概要や関係機関が実施する各講演・セミナーを紹介するなどにより、男女共同参画を推進するための各種法令等の周知を図る。</p>	B
②事業者に対する労 働関係法令や制度に 関する啓發	関係機 関との 連携	<p>大阪府の女性活躍推進に関する啓發チラシの配架等により、男女格差解消に向けた職場づくりについて周知に努めた。</p> <p>引き続き、大阪府や商工会議所等関係機関と連携し、事業者に、男女格差解消のための取組について啓發を図る。 また、門真市中小企業サポートセンターによるセミナーの実施を検討する。</p>	B
③男女共同参画を実 践する企業の実践例 などの情報の提供	男女共 同参画 の意識 を育む 教育	<p>出産や子育てなどで就労を中断した女性に向けて、もう一度働くことへ一歩を踏み出すきっかけとなるよう、実際に起業した当事者である方を講師に招いてWESSセミナーを開催した。</p> <p>出産や育児、子育てを経ての再就職への一歩をどう進めていくかをサポートするセミナーを今後も企画、実施していく。</p>	B
④企業におけるポジ ティブ・アクション の促進	男女共 同参画 への理 解促進 に向け た啓發	<p>大阪府の女性活躍推進に関する啓發チラシの配架等により、男女格差解消に向けた職場づくりについて周知に努めた。 また、門真市「職住近接」のための企業魅力アップ事業補助金制度において、交付対象事業の一つとして、女性従業員専用設備の導入等に要する経費に対し、補助金（補助率最大2／3、上限500,000円）を交付するメニューを設けており、2事業者に対して補助を行った。</p> <p>引き続き、大阪府や商工会議所等関係機関と連携し、事業者に、男女格差解消のための取組について啓發を図る。 また、門真市「職住近接」のための企業魅力アップ事業補助金制度における、女性従業員専用設備導入補助について活用促進を図る。</p>	B
⑤女性の商工業や農 業などにおける技 術・経営管理能力の 向上	関係機 関との 連携	<p>大阪府等からの技術向上・資格取得、講座等に関するチラシ・パンフレットを配架し、情報提供に努めた。</p> <p>引き続き、大阪府や商工会議所等関係機関と連携し、商工業や農業などに從事する女性の技術や経営能力向上に関する啓發を図る。</p>	B

審議会の意見

6-①②

男性(パパ)は女性(ママ)と一緒にタイミングで育休をとることが多いようで、その場合は二人で子の世話が出来るので良いが、パパが単独で取得するときに、苦慮しているよう。単独取得する際のパパからどのようなニーズがあるかの調査は必要ではないか。

6-①

5-①と同様の意見。市民向けであることに照らし、市民目線で理解しやすい周知方法の検討を期待する。

6-②

5-②と同様の意見。本年度取り組み中に記載の事業者向けセミナー実施等、事業者のメリットを周知できる具体的な施策を検討されたい。

6-③

5-①と同様の意見。再就職という今なお高いハードルに対してどのような方途があるのかを、できるだけ具体的に提示できるようなセミナー等に期待する。

6-④

自己評価は適正と考える。7年度の取り組みの内容は昨年度の施策の継続として適切であるが、当該補助金をより利用頂くための周知及び利用促進方法を具体的に検討すること及び次回報告においては、数値実績を報告することを求める。

6-⑤

5-②と同様の意見。他機関から得た貴重な情報提供を、より効果的に、必要な対象者に周知できる具体的な方法を検討し、啓発を現実的に充実させて頂きたい。

5、6全体

セミナー実績等を具体的に数値等で示してほしい。例えば一覧表にしてもらうなど。また、実施方法の検討も必要では。(WEB開催など)

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-1	広報・啓発・情報収集による理解の促進
施策	7	男女共同参画の理解と共感
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況		自己評価
		次年度の取り組み		
①広報紙などの媒体を通じた啓発の推進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	条例及び令和5年3月に策定した第3次プランを周知啓発するため、市ホームページに概要や基本理念等を掲載するとともに、推進状況等調査シートを公表した。男女共同参画週間などの機会に府内インフォメーションにて第3次プランを職員にも周知し、認識を高めた。	引き続き、従来の啓発手法に加え、市公式SNSを活用するなどさまざまな媒体を活用して周知啓発に努める。また、第3次プランの取り組みをわかりやすく市民に周知するよう手法を検討する。	B
②男女共同参画に関する認識を深める機会の充実	男女共同参画の意識を育む教育	人事課と共に11月に職員を対象としたDV防止啓発研修を開催し、職員の知識、認識を深めることができた。	継続的に研修を行い、多くの職員に研修を受講してもらうことで、男女共同参画に関する認識を深められるよう努める。	B
③すべての人の人権を尊重した表現の推進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	北河内人権啓発推進協議会が作成した「表現ハンドブック 考えてみませんか よりよい表現～人権尊重のために～」及び大阪府が作成した「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を市ホームページにて周知した。	職員に対し表現の推進を強化するため、府内掲示板を活用して、表現ハンドブックや表現ガイドラインの活用を呼び掛ける。	B

審議会の意見

7-①

プラン【子ども版】の作成は先駆的な取り組みで、他市の男女共同参画審議会でも紹介させていただきました。小学校高学年を対象として作成されたものですが、中学生にも十分に男女共同参画社会とは何かが伝わる内容です。市内の学校現場と連携し、今後さらに活用されることを期待しています。

こども版を作成されているのは非常に良いこと。他市にも門真市のことこども版を紹介した。ただ、以前も言ったが、イラストがいわゆる男性色、女性色の傾向があるものが使われていることが残念。小学校高学年向けということだが中学生にも十分活用できると思う。学校図書館への設置をぜひ検討してほしい。

7-②

2024年4月の「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」施行を踏まえ、市の取り組みにどのような影響があるのか等、近年の動向を理解するための研修等も実施していただきたい。

7-③

ウェブサイトも含め、市が発信する情報は徹底して全てジェンダー平等となるよう、担当部局としてチェック機能を発揮していただきたい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-1	広報・啓発・情報収集による理解の促進
施策	8	男女共同参画に関する情報の収集・提供
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
大阪府等関係機関との連携による男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>府主催の男女共同参画に関する講座やイベント等のチラシ、ドーンセンターの情報ライブラリー図書案内のほか、国が毎月発行している冊子「共同参画」などの啓発冊子等については届き次第速やかに配架し、常に最新情報を周知するよう努めた。</p> <p>啓発冊子等の配架場所について、より多くの市民に届くようWESS以外の関係課の窓口、施設等への配架も検討する。</p>	B
メディアを活用した男女共同参画の推進	関係機関との連携	<p>市ホームページに、国、府それぞれの男女共同参画プランや男女共同参画に関する取り組みをまとめた外部リンクを引き続き掲載し、男女共同参画の目的や取り組み内容を周知した。府が実施する「OSAKA 女性活躍推進月間」では、府が開催するイベントの案内を市ホームページ及び市広報に掲載したほか、女性サポートステーション WESS 及び人権市民相談課窓口にチラシを配架した。</p> <p>引き続き、国や府が発信する情報を収集し、必要に応じて市ホームページにリンクを追加する等、迅速な情報提供に努める。</p>	B

審議会の意見

8-①②

啓発冊子やチラシ等紙媒体の情報も有効ですが、例えば、国立女性教育会館のメールマガジン「NWEC だより」に登録してリアルタイムなジェンダー情報を得る方法等も市民を対象とした事業を開催する際等、機会を捉えて市民に紹介していただきたい。

このメールマガでは NWEC 事業の紹介のみではなく、全国他機関の男女共同参画イベント情報等も幅広く提供されています。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-2	市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進
施策	9	地域団体・企業などと一体となった啓発の促進
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①地域団体、企業などに対する働きかけ	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	門真市企業人権推進連絡会会員に対して、公正な採用選考に関する啓発チラシの配布や市が主催する人権啓発講座等を周知した。また、6月に同連絡会会員を始め地域団体、市民を対象に、人権講座「職場におけるジェンダー問題を理解する」と題して開催し、あらゆる分野におけるジェンダー平等を推進するための一助とした。 地域団体や市企業人権推進連絡会会員企業等と連携を図り、男女共同参画に関する周知啓発を行っていく。また、より多くの方に講座に参加していただけるよう、申し込み方法や周知方法について検討する。	B

審議会の意見

9-①

門真市の主催講座のみではなく、他機関や自治体による関連テーマの講座等についても市民に情報提供することにより、啓発に繋がることもあるかと思われる所以検討いただきたい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-2	市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進
施策	10	地域のさまざまな活動に対する男女共同参画の促進
所管課		高齢福祉課、地域政策課、危機管理課、子育て支援課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①高齢者の地域における活動の促進	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>高齢者に老人クラブへの加入を周知するとともに、老人クラブ活動の参加者を積極的に増やすように声掛け等を行い努力してきた。</p> <p>老人クラブ活動の周知について、会員以外の方に啓発ができるよう実施し、さらなる老人クラブ活動の周知に努める。</p>	B
②ボランティア活動の促進	関係機関との連携	<p>門真市市民公益活動支援センターを通じて、これから活動される方に向けた、全10回の講座を開催するなど、誰もが気軽に地域活動に参加できるような取り組みを行い、ボランティア活動の周知・啓発に努めた。</p> <p>引き続き、誰もがともに地域活動に参加できるように、NPO協議会や社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティア活動の周知・啓発を図ります。</p>	B
③防犯に対する男女共同参画の促進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>①防犯については、6月9日、二島小学校、9月8日、門真みらい小学校、11月10日、四宮小学校にて、防犯キャンペーンを開催した。</p> <p>②防犯キャンペーンについては、多人数の参加があり（各校70人前後）自転車保険について、自転車安全運転についての説明をし、防犯教室では、大阪府警による寸劇にて、特殊詐欺被害の防止等を説明した。</p> <p>③今年度も、防犯関連のイベントを開催することが出来た。令和7年度以降についても、引き続き、様々なイベント等を通じて周知・啓発に努めていく。</p> <p>防犯の情報発信の強化については、引き続き広報紙やHP、防犯支部への回覧チラシやポスターの配布等を行っていく。</p>	B
④地域における子育て支援活動などに対する男女共同参画の促進	男女共同参画の意識を育む教育	<p>子育て応援ポータルサイト「すくすくひよこナビ」において、各所属からイベントやひとり親家庭への支援情報等、子育て支援に関する情報を掲載し、父親も母親も等しく支援を受けられるよう情報発信を行った。</p> <p>引き続き子育て応援ポータルサイト「すくすくひよこナビ」において、さらに父親も母親も子育てに関する情報を得られるよう発信等を行っていく。</p>	B

審議会の意見

10-①

クラブに参加することは、高齢者が地域とつながるきっかけにもなるので、会員外の方への周知に引き続き努められたい。

10-②

引き続き講座を開催されるとともに、より一層のボランティア活動の周知・啓発に努められたい。

10-③

女性が、地域における防災活動に参画し、リーダーを担える立場であることを意識した啓発活動を進めていただきたい。

10-④

子育て応援ポータルサイト「すくすくひよこナビ」は情報量が豊富で役立つサイトなので、より多くの当事者に活用されるよう周知されることが望ましい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-2	市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進
施策	11	市民、団体などの地域活動に対する支援
所管課	人権市民相談課、地域政策課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①女性団体に対する支援	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>女性サポートステーションWESSの施設案内チラシやWESSセミナーのチラシ等を配布、周知し、地域活動における女性参画の促進に努めた。</p> <p>地域団体等と連携し、女性リーダーの養成や女性団体への支援等の体制づくりを継続して進め、セミナー等の開催を検討し、リーダー養成に努める。また、セミナー等を開催した際には、アンケートをとる等、効果を検証するよう努める。</p>	C
②ボランティア活動・NPO活動の促進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>門真市市民公益活動支援センターやNPO団体に対し、男女共同参画を促進する内容のポスターやチラシの配架を依頼する等、周知に努めた。</p> <p>男女共同参画がより促進されるよう、昨年度以上に団体等に周知するよう努める。</p>	B
③地域コーディネーターの人材発掘・育成	関係機関との連携	<p>地域会議活動の情報交換・情報共有を目的とした「地域会議代表者会議」を開催（2回）し、各地域会議における課題や問題点などを抽出し、解決に向けた意見交換を行った。</p> <p>地域が主体となり、地域の実情に応じた活動が活発化し「子どもから高齢者」まで気軽に参加できる取り組みも増加している。</p> <p>地域会議について、引き続き、地域会議の活動の周知に努め、地域の実情に応じた活動を地域ぐるみで展開できるよう、それぞれの地域でコーディネーターを発掘し、育成することに努め、さらなる地域力の強化を図る。</p>	C

審議会の意見

11-①

今後もセミナー開催など、女性への働きかけを継続的に行っていただきたい。また、当事者女性の養成と同時に、女性リーダーを取り巻く環境への働きかけ、周りからも意識を変えていく取り組みも大切だと思います。

11-②

引き続き、意識啓発に取り組んでいただきたい。

11-③

防災、祭り、健康、二十歳の集まり、スポーツなど子どもから高齢者まで包括的に参加でき、また、各地域のニーズに沿った活動を行っていることで、参加者が自分自身の住む地域へ関心が高まっていると思います。地域への具体的な活動の周知も含め、今後とも引き続きご尽力ください。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-3	多様な選択を可能にする教育・学習の推進
施策	12	保育所、幼稚園、認定こども園、学校における男女共同参画意識の醸成
所管課		保育幼稚園課、学校教育課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①男女共同参画意識を育む保育の推進	男女共同参画の意識を育む教育	<p>保育所保育指針の趣旨に基づき、子ども一人ひとりの個性を尊重し、その能力を発揮できる環境づくりを園全体の取り組みとして展開した。</p> <p>保育所保育指針に基づく子どもの個性を尊重した保育の実施。</p>	B
②保育所職員研修の充実	男女共同参画の意識を育む教育	<p>男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践していくため、研修参加が可能な体制を整備し、各種研修への参加を促した。(人権保育連続講座等)</p> <p>また、男女共同参画の意識の醸成に資する研修を企画し実施した。「子どもの声を聴ける大人をめざして」大阪大谷大学)</p> <p>男女共同参画の視点に立った保育を推進するための研修への参加促進及び企画・実践。</p>	B
③男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の意識を育む教育	<p>幼稚園教育要領の趣旨に基づき、園全体で男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした幼児教育を展開した。</p> <p>男女平等教育推進委員会において「男女平等教育」等に関する資料・教材の他、前年度末に実施した各校の取組状況をまとめた資料を各校に共有するとともに、実践事例等により具体的に情報共有を行った。令和6年度末についても、アンケートを実施。アンケートをとりまとめ、市内小・中学校で共有し次年度以降の取組に活用する。</p> <p>幼稚園教育要領の趣旨に基づき、園全体で男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした幼児教育の実施。</p> <p>男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした教育を推進するため、引き続き必要な情報共有を行い、進路・生徒指導を含めた様々な取り組みを推進する。</p>	B
④幼稚園・学校教職員研修の充実	男女共同参画の意識を育む教育	<p>男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践していくため、研修参加が可能な体制を整備し、各種研修への参加を促した。(人権保育連続講座等)</p> <p>また、男女共同参画の意識の醸成に資する研修を企画し実施した。「子どもの声を聴ける大人をめざして」大阪大谷大学教授)</p> <p>学校における「セクシュアル・ハラスメント」について理解し、すべての人が安心して過ごせる学校づくりについての認識を深める研修を5月、「L G B Tの子どもを支える工夫を考えよう」の研修を9月に行った。</p> <p>男女共同参画の視点に立った保育を推進するための研修への参加促進及び企画・実践。</p> <p>各校での充実した授業実践につながるように、教材等の情報提供や、課題に即した研修内容がより充実するよう、ワークショップを取り入れるなど研修形式工夫し実施する。</p>	B

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況		自 己 評 価
		次年度の取り組み		
⑤性別にとらわれないキャリア教育の推進	男女共同参画の意識を育む教育	<p>①小・中学校の教員を対象にキャリア教育担当者連絡会を開催し、「門真市キャリア教育指針」に基づいた取組等について交流し、各校での実践を推進した。</p> <p>②小中9年間を見通した取組とするため中学校区で連携し、全体計画を作成した。</p> <p>③将来的自立をめざして自分たちの生き方を見つけることができるよう、地域人材や外部講師を招いた授業を実施した。</p>		B
⑥保護者に対する男女共同参画社会の啓発の推進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>懇談や行事などの機会をとらえ、男女共同参画の啓発に努めるとともに、男女共同参画の視点で保護者会活動が運営されるよう助言等に努めた。また、子どもに関する相談を通じ、各家庭が抱える問題について適切に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、支援に取り組んだ。</p> <p>学校での男女共同参画に関する授業や活動についての教育内容を保護者とも共有するため、各校において取り組みについての発信や情報提供を行うことで、保護者の理解や家庭教育の重要性について啓発を行った。</p> <p>あらゆる機会を通じ、更なる保護者の男女共同参画促進に向けた啓発・助言等の推進。</p> <p>子どもたちに対し、家庭と学校から同じメッセージを伝えることで、より効果的な学びにつなげられるよう、保護者への理解、家庭教育の重要性について啓発を進める。</p>	学校での男女共同参画に関する授業や活動についての教育内容を保護者とも共有するため、各校において取り組みについての発信や情報提供を行うことで、保護者の理解や家庭教育の重要性について啓発を行った。	B

審議会の意見

12-①～⑥

前年度の自己評価は適正か、適正に評価されている。

今年度事業目標に不足はないか、取り組み内容も適切である。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-3	多様な選択を可能にする教育・学習の推進
施策	13	男女共同参画を進める多様な学習機会の提供
所管課		生涯学習課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①エンパワーメントやチャレンジのための能力開発や学習機会の充実	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>指定管理者と協議のうえ、子どもの育ちや子育てを支援する講座の内容の充実を図った。</p> <p>年齢や性別を問わず、様々な人が知識や技術の習得ができるような学習機会の提供ができた。7年度も引き続き、市民のニーズに応じた講座を実施し、学習機会の提供ができるよう努める。</p>	B
②男性の家庭生活や地域活動への参加を促進する機会の充実	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>指定管理者と協議のうえ、男女共同参画企画として仕事と家庭生活、地域活動を両立できる社会の推進について講座を実施した。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて、参加者と一緒に考えてもらえるような内容の講座を実施した。7年度も引き続き、生涯をとおして必要な知識や技術習得のための学習機会の提供ができるよう努める。</p>	B

審議会の意見

13-①②

前年度の自己評価は適正か、適正に評価されている。

今年度事業目標に不足はないか、取り組み内容も適切である。

12、13全体

おおむね取組はされているものと評価するが、抽象的な内容が多い。もっと具体的な内容にしたほうが評価しやすいかと思う。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-1	生涯を通じた健康支援
施策	14	すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発・教育の推進
所管課		人権市民相談課、健康増進課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する啓発	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>3月の「女性の健康週間」および「国際女性デー」に合わせて、市広報紙と市ホームページに啓発記事を掲載し、周知を行った。また、シティナビタで啓発チラシの画像を放映し、WESSにおいてもチラシの配架や WESS セミナー参加者へチラシを配布した。</p> <p>市ホームページや広報紙、シティナビタなどで広く周知することで、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意味や内容を知つてもうきっかけになった。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツを初めて耳にする人が多く、今後も意味や内容を分かりやすく周知する必要があることから、今後も WESS セミナー等の機会を通じて、理解が進むよう努める。</p>	B
②性の尊重に関する教育の推進	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>①中学校からは性教育の依頼が1件あり、実施した。 ②保健福祉センター内において、チラシの設置やポスターの掲示を行った。</p> <p>引き続きチラシやポスターなどをとおして啓発に努めるとともに、依頼があれば学校などにおいても健康教育を行う。</p>	B
③健康に関する啓発	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>①生活習慣病のテーマでの健康教育講座を年3回実施した。 ②骨粗しょう症予防教室</p> <p>①昨年同様、年3回実施。 ②昨年同様、年1回実施。</p>	B
④飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策などの推進	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>①前年度に引き続き、妊娠届出時の助産師等による面接において、喫煙している妊婦とそのパートナーに向けて、禁煙指導をおこなった。また、妊娠中期・後期に妊娠届出にて妊婦が喫煙している方を対象に、電話にて喫煙状況を聞き取り、喫煙されている妊婦に対して禁煙指導を実施。出産後は、健診時のすこやかアンケートを活用し、喫煙している養育者に向けて、禁煙指導や禁煙外来の情報提供を行った。</p> <p>②喫煙者だけではなく、受動喫煙を避けるような指導や情報提供を心掛け、たばこの害についての周知を実施した。</p> <p>③大阪府から届いたポスターを掲示、パンフレットを配架した。広報やホームページで周知を行った。</p> <p>保健所や医師会などの関係機関との連携を図りながら、健康の保持等の周知啓発に努める。</p>	B

審議会の意見

14-①

ホームページ、広報紙もしくはシティナビタによる周知と WESS セミナー等を合わせた取り組みを今後も期待したい。

14-②

若年層に対する性暴力が依然として後を絶たない状況にあるため、中学校における性教育の取り組みを今後も続けていただきたい。健康、生活習慣の正しい知識の習得に向けた周知についてもより一層の取り組みを期待したい。

14-③

生活習慣病を始めとした講座は、年齢に関わらず、注目されるテーマであることから、今後も継続しての市民への周知が重要である。14-④

健全・健康な市民生活の実現のため、今後も継続した施策の継続を期待したい。

14-④

健全・健康な市民生活の実現のため、今後も周知啓発に努めていただきたい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-1	生涯を通じた健康支援
施策	15	生涯各期に応じた健康対策の推進
所管課	健康増進課(R6)、こども家庭センター(R7)、生涯学習課、高齢福祉課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①妊娠や出産などに関する健康支援	相談体制の充実	<p>①前年度に引き続き、母子健康手帳の交付時に助産師等による全数面接を実施。助産師が養育者の相談に応じるとともに、その内容を地区の担当保健師へ引き継ぎ、支援の継続に努めた。</p> <p>②全数面接は前年度に引き続き実施ができた。 支援を必要とする母子への切れ目ないサポートのための相談支援体制が取れた。</p>	A
②乳幼児期からの食育の推進	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>令和7年度より、母子保健と児童福祉の連携を強化することを目的にこども家庭センターひよこテラスを設置。妊娠期から子育て期までの切れ目ないサポートを実施する。</p> <p>引き続き母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による全数面接を行い、妊婦健診の受診勧奨及び妊婦の相談などにも対応する。助産師等による全数面接から、支援が必要なケースには早期に地区担当保健師の介入につなげる。</p>	B
③成人・高齢期における健康づくりの推進	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	<p>①個別については4月より、集団については6月よりがん検診・一般健診を実施した。集団検診のWEB予約により、開庁時間外もスマートフォン等で予約可能となっている。乳がん・子宮がん検診については対象となる市民に無料クーポン券を送付し、また、府が設定する重点受診勧奨対象者にナッジ理論を取り入れた受診勧奨個別通知(25~44歳女性：子宮がん、50~69歳女性：乳がん、60~69歳男女：胃・大腸・肺がん)を実施し、受診を促した。受診率向上の取り組みとして、集団において保育付きの子宮がん検診を実施した。明治安田生命との協働事業として、健康いろいろ測定会を実施した。</p> <p>②市民にとって身近な医療機関で健(検)診を受ける機会を設けることができた。また受診率向上に向けた取り組みを行うことができた。</p> <p>③こころの相談については積極的な周知ができるおらず、引き続き保健所など関係機関・関係各課との連携強化を図る必要がある。</p> <p>引き続き、がん検診やその他健診についての周知・受診勧奨に努める。また、こころの問題など、適切な相談窓口を紹介し充実した相談支援を進める。</p> <p>がん検診において、引き続き府が設定する重点受診勧奨対象者に対するナッジ理論を取り入れた個別受診勧奨や保育付きのがん検診などの取り組みを行い、受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療をめざす。</p>	B

④健康づくりを意識した運動習慣の促進	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	門真市立門真市民プラザにおいては土曜午後、門真市立公民館においては火曜夜に日本語教室を開設した。学習者の日本語の習熟度にあわせてクラス分けをし、ニーズに合った教室運営を実施した。授業では、ただ日本語や文字を教えるだけでなく、生活に必要な手続きをする等のシチュエーションを想定した練習等を盛り込んだり、学習者及び支援者とのコミュニケーションを多くとれるような内容にしたりと、生活するための助けとなるような授業を実施した。	B
		介護予防を目的とした住民主体の体操や趣味活動等を行う通いの場を新たな立ち上げを行った。 生涯を通じ、健康づくりを意識した運動の習慣づけを目指して、より多くの市民が気軽に参加できる気運を考えていきたい。 地域課題を意識し、通いの場等の立ち上げ支援を進めていく。	

審議会の意見

15-①

令和7年度から母子保健と児童福祉の連携を強化され、切れ目のないサポートをされることなので、より一層につながることを期待する。

15-①～③

検診予約がWEBでも行えるようになり、市民の利便性が向上したと思う。そのほか民間企業との連携事業を行われるなど、健康づくりの取り組みに引き続き取り組んでいただき、今後の活動にさらに期待したい。

15-②～④

健康増進課の様々な施設は、市民の安心や健康のためには欠かせない施設であり、継続した取り組みをお願いしたい。

15-④

習熟度にあわせ、また日常の生活に根差した日本語教室を実施されているのはとてもよい取り組みだと思うので、より多くの必要とされている方に取り組みを知つてもらえるよう、周知にも努めていただければと思う。

14～15

心身の健康面について、最近は心療内科の受診を希望していても空きがなく中々受診がかなわない状況である。健康であるための予防対策に努めていただきたい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-2	さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
施策	16	困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援強化
所管課		子育て支援課(R6)、こども政策課(R7)、高齢福祉課、障がい福祉課、福祉政策課、産業振興課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己評価
		次年度の取り組み	
①ひとり親家庭に対する支援	相談体制の充実	<p>①自立支援員によるひとり親自立支援相談を443件実施した。また、母子・父子自立支援員勉強会などに出席し、自立支援員の知識向上を図った。</p> <p>②自立支援教育訓練給付金が1件、高等職業訓練促進給付金事業が8件の実績があった。また、自立支援プログラム策定事業を行うことにより、個々のニーズに合わせた就労支援を行った。</p> <p>③今後も引き続き自立支援員による相談業務等を実施とともに、関係機関等と連携することにより、相談体制の充実に努める。</p> <p>母子・父子自立支援員を中心に、来所者へ柔軟に対応できる相談体制の構築に努める。また、関係機関等と連携し、ひとり親の自立に向けたと就労支援等の取り組みを行うことで、ひとり親家庭の子育て支援に努める。</p>	B
②高齢者に対する支援	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>自立した生活を送るための介護保険サービスの利用等について、市民への周知を強化する目的で、広報折込チラシを作成し、全戸配布を行った。また、市民公開講座の開催を行った。</p> <p>同時に地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に向けて、自立支援に即したサービスの提供に関する勉強会の開催を行った。</p> <p>介護予防自立支援について市民に周知するため、市ホームページ及び広報を利用して周知啓発を行った。</p> <p>市ホームページ及び広報を活用して周知を行ったが、市民周知は十分ではないため、引き続き講座の開催やチラシの作成など、広報以外でも継続した啓発活動が必要である。</p>	B
③障がいのある児童に対する支援	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>①令和7年3月時点での障がいのある子どものサービス利用状況は、障がい福祉サービス、地域生活支援事業については減少傾向にあり、受給者証の発行数は、34人となっているものの、障がい児通所支援については、サービスが創設された平成24年度以降増え続け、令和7年3月末時点で受給者証の発行数は658人となっている。</p> <p>②障がいのある子どもに対し、学校等の所属機関、事業所、市が連携し、障がい児支援利用計画に基づき必要な療育の機会を提供するとともに保護者の負担軽減を行った。</p> <p>③今後も療育を必要とする障がいのある子どもが適切な療育を利用できるよう、関係機関に周知するとともに、市ホームページ及び福祉のしおり等でも継続して周知に努め、サービスを利用しやすい環境作りに努めていく。</p> <p>引き続き、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい児通所支援を主として、必要時の障がい福祉サービス・地域生活支援事業の利用を推進するとともに、障がいのある子どもに対する適切な療育の提供により、生活能力等の向上や、その生活を支えることにより、保護者の負担も軽減していく。</p>	B
④障がいのある人にに対する支援	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>①様々な障がいのある人に対し、障がい福祉サービス、地域生活支援事業のサービスの提供を実施した。</p> <p>②引き続き、市ホームページ、福祉のしおり等で障がい福祉サービス、地域生活支援事業について、継続して周知を行う。</p> <p>引き続き、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の提供を行い、地域生活支援拠点を活用し、障がいのある人の自立に向けた支援を継続して実施する。</p>	B

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況		自己 評価
		次年度の取り組み		
⑤生活が困窮している人に対する自立支援	相談体制の充実	住居確保給付金の給付及び一時生活支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業など、一人ひとりに合わせた支援策を検討し、支援を必要としている人に迅速に対応できた。 引き続き、生活困窮者自立相談支援事業の実施により、生活困窮に関する相談を一元的に受け付ける窓口として機能するとともに、相談者に寄り添って自立にむけた支援に努める。また、生活困窮者就労準備支援事業や家計改善支援事業についても利用者が増加するよう、周知・啓発に努めていく。		B
⑥就労困難者に対する就労支援	関係機関との連携	庁舎内の地域就労支援センターにて週3日（月・水・金）、就労相談を実施している。 <地域就労支援センター> 対象：障がい者、ひとり親家庭、中高年齢者など働く意欲がありながら就職が困難な人 相談件数：延べ155件 相談者数：27名（男：女=12：15） 地域就労支援センターにおいて、ハローワークからの職業訓練等の情報を提供するなど連携できた。 引き続き、地域就労支援センターにおいて、職業訓練等の情報提供とともに、ハローワークと連携し、ひとりでも多くの就職困難者が就労できるように努める。また、庁内関係各課との連携強化に努める。		B
⑦小地域ネットワーク活動の推進	各種様々な課題解消に向けた情報提供	地域住民が主体となった支え合い活動を支援することにより、地域力の向上につながった。 引き続き門真市社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク活動に対し、補助金を交付するとともに、よりきめ細かな、かつ実効的な事業が実施できるような仕組みづくりや助言を行っていく。		B

審議会の意見

16-①

引き続き来所者の個々のニーズに合わせた相談対応を実施していただき、今後も関係機関等と連携しながら支援が実施されるよう期待する。

16-②

周知チラシの広報紙折込配布、居宅支援事業所に向けた勉強会等を開催し、情報提供および知識向上に取り組まれているのはよいと思う。引き続き、支援を必要とする人に対し効果的かつ効率的に支援が届くよう、啓発活動等をしていただきたい。

16-③

引き続き、障がいのある子どもたちへの適切な支援の提供、保護者の負担軽減につながるよう、関係機関との連携および体制整備に努められたい。

16-④

障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、ニーズに応じた支援を継続していただきたい。

16-⑤

引き続き、相談者に寄り添った支援が迅速に行られるよう努めていただくとともに、各種事業を必要とする人に情報が届くよう、周知及び啓発活動に期待する。

16-⑥

働く意欲がありながらも就労が困難とされる人が就労するための支援を継続するとともに、適切な支援ができるよう関係機関等との連携強化に期待する。

16-⑦

すべての人が地域で孤立することなく安心して生活できるよう、助け合い活動を行うための取り組みに対する補助金の交付および助言等の支援を継続していただきたい。

16全体

殻に閉じこもってしまう人がいるので民生委員とかによる取り組みの改善が必要かと思う。市の様々な取り組みについて、超過勤務の問題もあるかと思うが、土日実施の検討を。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-2	さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
施策	17	複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進
所管課		人権市民相談課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況		自己 評価
		次年度の取り組み		
①情報提供の充実	各種 様々な 課題解消に 向けた情 報提供	子育て支援課から提供のあった離婚の準備や手続き方法をまとめた冊子をWESSの女性のための相談で活用し、希望する相談者には冊子を手渡す等、支援を行った。関係各課が作成した情報冊子等をWESSに配架している。		B
②相談体制の充実	関係機 関との 連携	WESSセミナーにおいても、母子家庭や障がいのある女性を対象にした内容のセミナーを定期的に開催する等、生活に困っている女性へ情報提供を幅広く行っていく必要がある。 あらゆる機会をとらえて、困難な女性向けの情報提供を充実させる。		B
③複合的な課題に關 する対応	関係機 関との 連携	各種相談事業について定期的に広報紙や市ホームページに掲載し、情報の発信を行った。特に、12月に発行している人権週間特集号において、広報折込にて周知のほか、WESSセミナー参加者には、WESSのチラシの配布等で相談窓口の案内をした。 人権相談及び女性のための相談においては、月1回開催の連絡会議にて情報共有し、不定期ではあるが関係課に参加いただき、連携強化を図った。また、5年度に引き続き、WESSセミナーとして女性の弁護士による女性のための法律相談を実施した。 引き続き関係機関や府内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、潜在している悩みを抱えた人が相談につながるよう相談窓口の周知に努める。		B
④感染症等によるさ まざまな困難への支 援	各種 様々な 課題解消に 向けた情 報提供	各種相談事業について定期的に広報紙や市ホームページに掲載し、情報の発信を行った。特に、12月の人権週間特集号として、広報折込にて周知したほか、WESSセミナー参加者には、WESSのチラシを配布等することで窓口の周知を図った。 人権相談及び女性のための相談においては、月1回開催の連絡会議にて情報共有し、また、不定期ではあるが関係課に当該会議に参加いただき、連携強化を図った。 引き続き関係機関や府内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、潜在している悩みを抱えた人が相談につながるよう相談窓口の周知に努める。引き続き効果的な周知方法などを検討していく。		B
		経済的にお困りの女性を支援するため、市広報紙にて生理用品の無償配布についての案内を掲載したうえで、今年度においてもWESSで生理用品を配布した。その際アンケートに協力していただき、女性が置かれている状況の把握に努めるとともに、WESSセミナー等のチラシをお渡しし声掛けを行った。		B
		あらゆる機会をとらえて、さまざまな困難な問題を抱える女性に対する情報提供を充実させる。特に生理用品配布事業については、希望者に対し積極的な声掛けを継続して行う。		

審議会の意見

17-①

困難な状況にあればあるほど、実は相談につながりにくいことを意識して、情報提供の方法を工夫してほしい。SNS の利用もぜひ取り組んでほしい。相談利用者数が書かれていないのでなぜなのか。

R6 年度の女性相談件数が記載されていないので記載してほしい。連携会議を不定期に開催しているとのことだが、具体的に記載していただきたい。

17-②③

複合的な課題を抱えている女性が、なんとか相談にたどり着いたときに、適切に対応するためには関係各機関の密接な連携と各機関の力量が必要である。不定期との表現だが、具体的に数字を挙げての総括が望ましい。弁護士による相談数も同様である。また、相談にあたる職員の研修も充実させていただきたい。

17-④

生理用品の配布は、是非継続していただきたい。生理用品に限らず、ほかの物資の支援についても具体的に検討していただきたい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-3	多様性の尊重と理解の促進・支援
施策	18	性の多様性の尊重と理解促進や支援
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①性の多様性の尊重と理解促進や支援	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>市ホームページや市広報、パンフレットの配架により、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知を行い、6月のプライド月間においては、市ホームページにてLGBTQ+をはじめとする性的マイノリティへの理解促進に努めた。</p> <p>引き続き、市ホームページ及び市広報紙にて周知啓発に努めるとともに、SNSを活用するなどにより市民の理解促進に努める。また、セミナーや講座等にて啓発を行う。</p>	B
②人権尊重意識を高める機会の充実	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>人権に関する実施啓発月間・週間等に合わせ講座を5回開催し延べ約200名の参加があった。また、市ホームページにて、門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画、第3次かどま男女共同参画プランを掲載し、人権尊重意識の向上に努めた。</p> <p>引き続き、様々な人権課題について、国や大阪府などの動向を注視しテーマを設定するなど、人権意識の向上に努める。また、より多くの方に参加していただけるよう申込方法や周知方法について検討する。なお、性に関する意識や価値観が多様化する中、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を踏まえ、多様性を尊重する意識や態度を育む取組を行う必要がある。</p>	B

審議会の意見

18-①

昨年度の取り組み目標に今年度と同様、SNSを活用するとあった。総括にその点がないのは残念である。本年も同様の目標が書かれているが、LGBTQ+のアンコンシャスバイアスへの対応としてこれから的情報提供・理解促進のツールとしてぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

18-②

人権講座参加者が200人とのこと、なかなか人が集まりにくい分野でのこの数字、企画や周知方法に工夫があったと思う。うまく集客できない回があってもめげずに継続し続けてほしい。また、学校教育の場での啓発についても報告が必要だと思う。

18①②

性の多様性の面で、(若年層において)性に関する悩みを家族や友人、先生等身近なひとではなくSNSで知り合った人に相談する傾向があることがわかっている。(危険なことに巻き込まれることもあるので)命を守るためにもSNSを安全に活用できる方法の検討、共有してほしい。

セミナー等の取り組みについて、どのようなテーマでどのように実施したか(講師はだれか、テーマはだれか、いつ開催したか等々)を具体的に示してもらえたう。

啓発手法について、SNSの利用は若年層に対する啓発方法として大切、取組の強化を。また、学校教育におけるジェンダー教育の取り組み結果が書かれていないのが気になる。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-3	多様性の尊重と理解の促進・支援
施策	19	在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進
所管課	魅力発信課、企画課(R6)、地域政策課(R7)、生涯学習課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①生活情報や行政サービス情報などの提供	各種様々な課題解消に向けた情報提供	多言語配信アプリ「CatalogPocket」を活用し、広報紙を多言語で配信することで、日本語がわからない在住外国人にも生活情報や行政サービス情報を発信している。 広報紙を継続して「CatalogPocket」に配信し、在住外国人が情報を取得しやすい環境を整える。	B
②窓口におけるコミュニケーション支援の充実	相談体制の充実	◆「多文化共生とまちづくり」に関する職員研修の開催 ・講師：上林 均寿氏 本市の外国人住民数は、令和4年は222名、令和5年は342名増加し、今後も増加し続ける見込み。多文化共生のまちづくりに向けて、職員一人ひとりの多文化共生への理解を深めることを目的に研修を開催した。 窓口での適切な対応の一助とするべく、出入国在留管理庁の事業である「通訳支援事業」による通訳オペレーターの活用や、府から貸与されている「翻訳機」など、庁内での積極的な活用に向けて周知を行う。 また、令和7年度より、在住・在勤・在学等の外国人に対し、多言語相談会及び多言語法律相談会を開催し、外国人の抱える様々な悩みの解決に向け、取り組みを進める。	B
③在住外国人の地域活動への参加促進	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み	門真市立門真市民プラザにおいては土曜午後、門真市立公民館においては火曜夜に日本語教室を開設した。学習者の日本語の習熟度にあわせてクラス分けをし、ニーズに合った教室運営を実施した。授業では、ただ日本語や文字を教えるだけでなく、生活に必要な手続きをする等のシチュエーションを想定した練習等を盛り込んだり、学習者及び支援者とのコミュニケーションを多くとれるような内容にしたりと、生活するための助けとなるような授業を実施した。 引き続き、ニーズに応じた内容の識字・日本語教室を実施し、在住外国人が地域の一員として生活できるよう環境整備に努める。	B

審議会の意見

19-①②

在住外国籍の方が門真市の情報を取得しやすい環境の提供の努力をしている点や日本語教室を通じて言語だけでなく、手続き等具体的なシチュエーションを通じて生活向上を図っている点について評価できる。だが、防災・防犯に関する情報など、命に関する情報提供の機会がもっとあってもいいのではないだろうか。有事の際の情報提供方法についても検討が必要。情報発信の手法は素晴らしい。

防災や福祉に関する情報提供、特に有事の際のマイナリティ、外国人への情報提供は大切だと思うが、どのように考えているか。発信手法やSNSの活用を検討されてみては。

18、19

マイナリティへの差別が特に広がっているように思う。個別な周知は多くされているようだが、一般市民に対する啓発をもっとする必要があると思う。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-3	多様性の尊重と理解の促進・支援
施 策	20	多様な文化への理解と交流の推進
所管課	保育幼稚園課、学校教育課、魅力発信課(R6)、地域政策課(R7)	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①国際理解教育の推進	関係機関との連携	<p>門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校園での在日外国人教育、国際理解教育についての取組の実践発表や交流の場に参加した。 教職員、児童、保護者が多様な文化への理解を深めることで、多文化共生社会への意識づくりが図られた。</p> <p>門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校での在日外国人教育や国際理解教育についての取組の実践発表と交流の場を設けた。直接編入児童生徒への対応や、多文化共生教育の推進のための情報共有等、各校における課題解決や理解を深める場となつた。</p> <p>門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校園における取組の実践発表や交流の場に参加し、多文化共生教育の取組を充実させていく。</p> <p>各校における課題から、内容や実施方法を検討し、多文化共生教育の取り組みをより一層充実させるため、門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校の実践交流の場を工夫する。</p>	B
②多文化に対する理解を促進する教育の充実	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>①令和5年度に実施したプレゼンテーションコンテストで最優秀賞・優秀賞を受賞した7名について、令和6年7月26日～8月4日にかけてオーストラリアのアデレードへ海外派遣研修を実施した。</p> <p>②中学生英語プレゼンテーションコンテストにおいて、大学教授・講師、大学生ボランティア、海外派遣者OB・OG、英語科教員等の協力により、二次審査に向けた事前研修を1回、コンテストに向けた研修を4回実施した。</p> <p>また、二次審査の事前研修では、二次審査本番で力を発揮できるよう、日本語や英語の面接練習も行った。</p> <p>さらに、コンテスト当日は、受付や会場の整理など会場内の運営において、職員や大学生ボランティアが連携し、問題なく終えることができた。</p> <p>多文化共生推進協議会と連携し、多様な文化を持つ市民がどのようなことを望んでいるのか、相談事業等を通してニーズを把握し、今後の国際交流活動について検討していくたい。</p>	B
③国際交流活動の促進	関係機関との連携	<p>市が行う国際交流の取組や様々な国や地域の人々との交流等を広報かどま、市ホームページで市民にお知らせするなどの支援を行い、国際交流活動の促進に努めた。</p> <p>国際交流に関する取組や人々との交流を広報や市ホームページでお知らせし、国際交流活動の認知度向上を図ることで、多様な文化への理解の促進を図る。</p>	B

審議会の意見

20-①

近年の在住外国人の増加を踏まえて、敏速な対応を期待いたします。

20-②

本事業を終了する経緯が知りたい。今後替わりの事業は検討されていますか？

中学生プレゼンテーションコンテストがR7年度で終わりと聞いているが…

内向き志向が言われているところもあるので、海外での経験は大切かと思うので、今後実施についてぜひ検討いただきたい。

20-③

どのような望みがあるのか、温かい相談事業を進めて頂きたい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-4	防災活動や災害時における男女共同参画の推進
施策	21	男女共同参画の視点を取り入れた防災活動や災害対応の推進
所管課		危機管理課

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①防災活動や災害時における男女共同参画の促進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	門真市総合防災訓練の実施や、市民団体や学校などの依頼による防災講話を 20 回行い、男女共同参画に関することや、女性や要配慮者などそれぞれの特性に合わせた備えの必要性を伝えることが出来た。 年間を通して防災講話の依頼を受けているので、今後もさまざまな場において、男女共同参画に関することや、女性や要配慮者などそれぞれの特性に合わせた備えの必要性に関する情報の啓発を行っていく。	B

審議会の意見

21-①

災害時に女性や要配慮者が困難な状況に置かれることがないよう、平時より男女共同参画の視点における防災講和を行っていただけるよう期待します。
性的マイノリティへの配慮はどのように考えているか。震災があった際には多くのマイノリティが困難な状況に陥ったという話を多く聞くので、ぜひ対策をお願いしたい。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援(DV防止法関連)

方針	4-1	あらゆる暴力の根絶の推進
施策	22	暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発
所管課	人権市民相談課、学校教育課、こども家庭センター、福祉政策課、環境政策課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①市民に対するDVやセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、啓発用ポケットティッシュ1,000個を作成し、街頭啓発を実施したほか、関係各課窓口及び関係機関等に配架し、また、市広報紙、ホームページ及びデジタルサイネージ、府内インフォメーションに啓発記事を掲載し、市民及び職員に啓発を行った。また、WESSでは、「バルーンでパープルリボンをつくろう」と題し、参加者がバルーンでパープルリボンをつくる体験や、DVについての基本的な情報に関する講座形式のセミナーを実施した。そのほか、パープルリボンのバッジを人権市民相談課職員・相談員で着用し、周知啓発に努めた。</p> <p>なお、DV相談ナビの啓発カードと運動ポスターについては、運動期間以降もWESS及び府内に配架または掲示し、市ホームページについても、継続して掲載して啓発に努めた。</p> <p>7年度においても、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知啓発のため、WESSにおいてセミナーを開催する。また、街頭啓発等により継続した周知啓発を行う他、さらなる効果的な啓発方法を検討する。</p>	B
②企業に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>門真市企業人権推進連絡会会員企業に対し、大阪府企業人権協議会が開催する「人権リーダー養成講座」や、「人権・同和問題企業啓発座」等のハラスメントをテーマに取り上げている講座等の受講案内を実施したほか、具体的な講座テーマが記載されている大阪企業人権協議会の講師派遣案内を送付し、企業内研修のテーマの一つとして取り上げてもらいやすいよう周知啓発に努めた。</p> <p>今後においても、講座受講案内や講師派遣案内等、ハラスメントに対する理解と認識を深めていただくための周知啓発に努める。</p>	B
③教職員に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>①「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」を4月に再度全校周知し、各校において管理職からの校内研修を実施した。また相談窓口担当者用のマニュアルの作成を行った。</p> <p>②市主催の管理職研修および教職員対象サービス研修を実施するとともに、ハラスメント防止については、年間を通して、定期的に校長会等で周知している。</p> <p>③気になる児童・生徒に対する個別相談の時間を各校において毎学期設けている。</p> <p>引き続き「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」の周知および管理職からの校内研修を実施するとともに、市主催の教職員研修を実施する。</p> <p>児童・生徒に対する個別相談の時間の確保についても、各校において継続してを行い、相談体制を整える。</p>	A
④デートDVの啓発の推進	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、啓発用ポケットティッシュ1,000個を作成し、街頭啓発を実施したほか、関係各課窓口及び関係機関等に配架し、また、市広報紙、ホームページ及びデジタルサイネージ、府内インフォメーションに啓発記事も掲載し、市民及び職員に啓発を行った。また、WESSでは、「バルーンでパープルリボンをつくろう」と題し、参加者がバルーンでパープルリボンをつくる体験や、DVについての基本的な情報に関する講座形式のセミナーを実施した。そのほか、デートDVが題材の教材DVDの貸し出しや、DV相談ナビの啓発カードと運動ポスターについては、通年でWESS及び府内に配架、掲示し、啓発に努め、市ホームページについても、継続して掲載した。</p>	B

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況		自己 評価
		次年度の取り組み		
		7年度においても、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知啓発のため、WESSにおいてセミナーを開催する。また、街頭啓発等により継続した周知啓発を行う他、府内関係課等と連携した啓発方法の検討に努める。		
⑤母子保健事業などを通じたDV防止の啓発や相談の充実	男女共同参画の意識を育む教育	<p>①母子健康手帳の交付時に助産師等による全数面接を実施し、必要時には妊娠時からハイリスク妊婦として地区担当保健師がケース対応を行った。また、月1回の保健師による事例検討会でハイリスク妊婦の検討や、情報共有が必要なケースの検討を実施し、密な支援ができるよう努めた。</p> <p>②妊娠期から子育て期までの、切れ目のない支援の中でDVのリスクアセスメントを行い、DV防止の啓発を行うことができている。また、人権市民相談課や子育て支援課等と連携しての支援ができた。</p> <p>③関係機関とのスムーズな連携に引き続き、努める。</p>		A
		引き続き、母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による面接を実施し、必要なケースに早期に支援を開始する。また、個別面談、家庭訪問並びに健診等をとおして啓発に努める。		
⑥学校などにおける人権教育の推進	男女共同参画の意識を育む教育	<p>①小・中学校の児童生徒向けにSNSトラブル予防の専門家による講演を行い、課題の大きいネット上のトラブル防止やリテラシーについて学び、相手に配慮したコミュニケーションを考えた。</p> <p>②各校にて子どもの実態や社会情勢等を考慮しながら、個別の人権課題に正対した実践を行った。</p> <p>③市主催研修を実施し、実践的な学びの中で、教職員の人権意識の向上を図った。</p>		A
		引き続き小・中学校の児童生徒向けにSNSトラブル予防授業を行い、必要に応じて保護者も参加してもらう体制を整える。各校において自分を大切にし、他者を尊重し、互いがサポートしあうことで、暴力や差別をゆるさない人権教育を推進できるように、研修会や学習会等を実施していく。		
⑦医療・保健・福祉関係者や保健福祉施設、地域団体などに対する周知	各種様々な課題解消に向けた情報提供	<p>門真市民生委員児童委員協議会10月定例会において、門真市身体障害者福祉ろうあ部会の方を講師に招き、障がい者への理解についての研修を実施した。</p> <p>12月定例会において、大阪第二人権擁護委員協議会の方を講師に招き、人権についての研修を実施した。</p> <p>R6.2月定例会において、福祉型専攻科「ぱぱろスクエア」「せいかつをゆたかに実行委員会」の方を講師に招き、障がい者児の性教育についての研修を実施した。</p>		B
		当課所管の門真市民生委員児童委員協議会、門真市社会福祉協議会等の団体、担い手に対する情報提供に努め、地域の見守り力の向上に努める。		
⑧被害者を発見しやすい立場にある職員に対する情報提供	相談体制の充実	<p>「女性に対する暴力をなくす運動期間」のある11月にはDVや虐待に対して市職員が適切な対応するための一助となるよう、DV防止啓発職員研修を人事課と共に開催した。</p> <p>また、人権市民相談課職員、WESSおよび人権相談員が情報共有を図るために連絡会議に、不定期ではあるが関係課職員に参加してもらい、府内連携のきっかけにできるよう努めた。</p> <p>また、大阪府等が主催するDV防止に関する講座等の情報を速やかに課内及び人権相談員、女性相談委託業者に共有し、可能な限り受講するなどスキルアップに努めた。</p>		B
		職員を対象としたDV防止研修を引き続き開催する。また、今後においても関係各課職員に連絡会議に参加してもらい、府内連携強化に努める。		
⑨女性に対する暴力表現を含む屋外広告物のないまちづくりの推進	男女共同参画への理解促進に向けた啓発	<p>①市内の清掃及び不法屋外広告物の簡易除却業務委託を行っている(R6撤去件数 計26件)。</p> <p>撤去した26件のうち、女性に対する暴力表現を含む屋外広告物があった旨の報告は受けていない。</p> <p>また、②門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会による撤去活動を実施したが、違法屋外広告物の撤去件数は0件であった。</p>		B
		今後も、門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会、門真市障がい福祉を考える会による撤去活動の推進に努めていく。		

審議会の意見

22-①

「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせて、バルーンでパープルリボンをつくる体験、DVについての基本的な情報に関する講座形式のセミナーを実施されたこと、年間通じて啓発に取り組まれていることについて評価します。今後、より一層の効果的な啓発活動に期待します。

22-②

企業内研修を実施することで、ハラスメント防止などの認識が深まることは、働きやすい環境整備に繋がります。今後も周知啓発を継続していただきたい。

22-③

セクシュアルハラスメントは、ハラスメントの中でも相談しにくいハラスメントだと言う被害者の声をよく聞きます。相談者が二次被害に遭うことなく安心して相談できる体制の整備をお願いしたい。

22-④

相談しやすい環境作りへの取り組みが不可欠だと思われます。継続した取り組みをお願いします。

22-⑤

母子手帳交付時の全数面接の実施を継続していただくことを願います。関係各課と連携した取り組みにおいても、引き続き願います。

22-⑥

SNS をめぐるトラブル予防を研修を通して学ぶことで、一人ひとりの意識に繋がるため、継続して実施していただきたい。

22-⑦

様々な職種や各協議会の人達が共に学ぶことで、様々な暴力の問題を身近に学ぶ機会は大切だと思います。

22-⑧

DV防止啓発に関する研修は、庁内連携において重要であるため、今後も実施いただきたい。

22-⑨

違法屋外広告物の撤去件数0件は成果の現れです。今後も尽力していただきよう願います。有害物撤去は終わりのない戦いのように思われますが、女性に対する暴力表現がないのは、確実に成果の表れと思われます。貼る剥がすの攻防は、大人が子どもに示すことができる「していいこと、悪いこと」の分りやすいメッセージになります。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援(DV防止法関連)

方針	4-2	相談体制の充実
施策	23	安心できる相談体制の充実と連携体制の構築
所管課	人権市民相談課、高齢福祉課、障がい福祉課、人事課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己評価
		次年度の取り組み	
①相談窓口の周知	相談体制の充実	<p>市広報紙及び市ホームページでの周知のほか、12月に発行し、市広報紙に折り込み配布している人権週間特集号に相談窓口や実際の相談ケースの概要を掲載する等により周知したほか、WESSセミナー参加者には、WESSのチラシの配布等で相談窓口を案内した。</p> <p>これまでの取り組みを継続して行うほか、周知方法を検証、検討しより一層相談窓口の周知、相談体制を強化できるよう努める。</p>	A
②相談機能の充実と窓口の連携の強化	相談体制の充実	<p>各相談窓口の相談件数（延べ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のための相談 449 件 主な相談：DV、生活や病気に関する不安、親族間トラブル ・人権相談 418 件 内、DV（女性） 13 件、DV（男性） 1 件 ・人権擁護委員による相談 3 件（男女比不明） 人権擁護委員による人権相談では、市内 11 か所の福祉施設において出張相談を実施した。 <p>女性のための相談について、相談窓口を移転したこと、買い物等の用事で商業施設を訪れた市民が気軽に相談しやすい環境となり、相談件数の増加につながったものと考える。引き続き、女性のための相談、人権相談、人権擁護委員による相談など相談体制のさらなる充実をめざす。</p>	B
③高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応の充実	相談体制の充実	<p>迅速に相談対応できるよう、人権市民相談課職員、人権相談員、WESS女性相談員が参加し定期的に開催している連絡会議に、関係課に参加してもらう等により情報共有、連携強化に努めた。また、必要に応じ、相談対応の際に関係課及び関係機関と連絡調整を速やかに行うことで、相談者の立場・状況に合った対応ができた。</p> <p>高齢者の相談に関して、地域包括支援センター、警察、WESSなどの関係機関と連携して対応をしている。多問題のある高齢者への対応について、関係機関との連携や役割分担、ネットワークづくり等を目的に地域ケア会議を積極的に開催した。</p> <p>①地域生活支援拠点で実施する相談体制と障がい者基幹相談支援センターを中核として市内 2 カ所の委託障がい者相談支援事業所及び市内外の指定特定相談支援事業所などの関係機関と連携し、障がいのある人からの相談に対し問題解決に取り組んだ。また、「障害者差別解消法」に関する相談にも対応できるよう引き続き府内への周知及び新規採用職員、新任管理職向け研修を実施するとともに、関係機関との連携を図り相談体制を充実させた。 ②関係機関と会議、連絡等を通じて連携を図り、スムーズな問題解決ができるように取り組めた。また、障がい者基幹相談支援センターを中核とするネットワークによる相談支援体制を強化できた。 ③今後も障がい者基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制のネットワークの更なる強化に取り組む。</p>	B

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況		自 己 評 価
		次年度の取り組み		
		<p>今後も関係課や関係機関とより一層緊密に連携し、迅速な相談対応ができるよう努める。</p> <p>地域ケア会議などを通じて、新たな機関との連携体制を構築する。</p> <p>引き続き、第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点で実施する相談体制と障がい者基幹相談支援センターを中心として、障がいのある人の各種相談支援事業所及び関係機関と連携して継続的に障がいのある人からの相談に対応し、地域で安心した生活が送れるよう支援する。</p>		
④警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化	相談体制の充実	<p>DVなどの相談ケースについて、大阪府女性相談センターや警察と連携・情報共有を図った。</p> <p>府が作成しているDV相談マニュアルを職員間で見直して共通認識の確認をする等、業務内容の再確認を心がけた。</p> <p>今後も府や警察署等と緊密に連携し、迅速な対応ができるよう努める。</p>		B
⑤職員研修の充実	相談体制の充実	<p>DVや虐待に対して市職員が適切に対応するため、女性に対する暴力をなくす運動期間が含まれる11月に、人事課と共に職員を対象としたDV防止啓発研修を開催した。</p> <p>人権意識の向上を図るため、全職員が5年間で1度は受講する必須研修と位置づけ、研修を実施している。そのなかで、DVや虐待などに関する理解を深めるテーマについての研修を実施した。</p> <p>テーマ：DV被害者支援はどうあるべきか～持続可能な生活への視点を考える～</p> <p>受講者【男性30人 女性18人】</p> <p>テーマ：カスタマー・ハラスメント対策に取り組もう</p> <p>受講者【男性59人 女性21人】</p> <p>引き続き、職員を対象としたDV防止啓発研修を開催し、DVやセクシュアル・ハラスメント、虐待などに関する理解を深められるよう努める。</p> <p>継続して研修を実施することにより、人権意識の向上は図れており、DVの内容を含めた研修についても継続して実施できた。受講者には学んだことを職場で共有を図り、業務等に活かしてもらっており、引き続き、派遣研修も含めて研修を実施していく。</p> <p>今後も男女共同参画プランの基本理念を踏まえ、研修テーマについて人権市民相談課と協議・調整を行い、職員研修の充実を図る。</p>		B

審議会の意見

23-①

相談体制も着実に取り組まれている。これまでの取り組みの深化を期待する。

23-②

女性の相談窓口としての WESS の機能は重要であり、安心できる窓口としての活動を期待する。

23-③

高齢者や障がいのある人、外国人も含め、一人ひとりの違いが尊重され、市民にとって暮らしやすい街づくりにつなげてほしい。

23-④

安全、安心な街づくりには、関係機関との連携は不可欠であり、今後も継続した取り組みを期待する。

23-⑤

女性のための人権研修についても職員研修に位置付けられている。この機会を充実させていく中で、一人ひとりの意識の変化が進めばと思う。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援(DV防止法関連)

方針	4-3	被害者への支援体制の充実
施策	24	被害者の安全確保と支援体制の充実
所管課	人権市民相談課、市民課、産業振興課、子育て支援課(R6)、こども家庭センター(R7)	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①大阪府等関係機関との連携による一時保護の推進	関係機関との連携	<p>人権市民相談課にて一時保護対応をした件数は2件であった。 (人権相談1件、女性相談1件) 大阪府等関係機関と連携一時保護施設で被害者の自立に向けた生活支援等を行っていく。</p> <p>今後も警察署や大阪府等関係機関との連携強化を図り被害者支援に努める。</p>	A
②被害者の状況に対応した支援の充実	関係機関との連携	<p>①「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための門真市措置要領」に基づき支援措置を実施した。 ②支援措置希望者の被害状況に応じた相談機関への案内、関係各部局及び他市町村との情報共有、慎重な判断による証明書の交付を行い、DV等の被害者が安心して生活できるよう努めた。 ③支援措置対象者及び希望者に対して丁寧な説明を心がけ、国からの通知に基づき他市町村に対する伝達漏れがないよう担当者間で適宜確認しながら、慎重に対応した。</p> <p>DVに関する相談は延べ195件（女性のための相談129件・人権相談66件）で、必要に応じて府内関係各課と検討会議を行い、連携を図った。また、府や保健所が主催する研修会やドーン財団主催の「ブロック別情報交換・事例検討会」において府、女性相談センター、他市担当者等の参加者とともに具体事例を用いた検討を行うなど、府内以外の関係機関との関係づくりに取り組んだ。</p> <p>また、DV被害者の相談内容を十分に聞き取り、本人の意思を把握の上、本人の意思決定による支援を行った。</p>	B
③関係機関との連携による就労支援の推進	関係機関との連携	<p>地域就労支援センターに来所する相談者に対し、職業訓練等の情報提供を実施した。 また、ハローワークや府・府内関係各課との連携強化を図り、就労へつながるよう努めた。 合同企業説明会・面接会において、地域関連機関と連携強化を図り、来場者数の増加に努めた。 <地域就労支援センター> 対象：障がい者、ひとり親家庭、中高年齢者など働く意欲がありながら就職が困難な人 相談件数：延べ155件 相談者数：27人（男：女=12：15） <合同企業就職説明会・面接会> 対象：求職者全般　来場者数：114人 応募者数：延べ112人 他機関からの情報提供や府内関係各課、関係機関との連携ができた。</p>	B

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況		自己 評価
		次年度の取り組み		
		<p>引き続き、地域就労支援センターにおいて、相談者に職業訓練等の情報提供を行うとともに、ハローワークや府・庁内関係各課との連携強化を図り、ひとりでも多くの人が就労できるように努める。また、合同企業就職説明会・面接会においても、地域関連機関と連携強化を図り、ひとりでも多くの人に来場してもらえるよう努める。</p> <p>今後も女性のための就労に必要な情報提供を行うとともに、ハローワークなど関係機関との連携による就労支援を進める。</p>		
④被害者の子どもの支援の充実	関係機関との連携	<p>DVの特性に対する理解のもと、子どもの人権擁護のために以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度からのこども家庭センターの設置に先駆けて統括支援員を配置し、母子保健担当課と児童福祉担当課の連携を強化した。 ・関係各課には引き続き虐待対応専門員を配置し、児童虐待対応のための円滑な連携を図った。 ・要保護児童連絡調整会議の実務者機関を対象にスーパーバイズ研修（児童虐待防止啓発研修）を実施し、児童虐待対応についての知識・スキルの向上を図った。 ・児童福祉に精通した弁護士を要保護児童連絡調整会議のスーパーバイザーとして継続して配置し、指導・助言のもと迅速な対応を行った。 ・要保護児童連絡調整会議の進行管理会議（全件見直し会議）を半日会議から1日会議へ変更し、重篤な児童虐待事案の防止に向けて会議運営を見直すとともに、情報共有と支援方針の検討の充実を図った。 <p>児童虐待通告を含めた相談件数は年々増加傾向にあり、その相談内容も多様化・複雑化している。児童が所属する機関との連携強化に努めつつ、相談員の専門性向上と支援体制の充実に努める必要がある。</p> <p>令和6年度は統括支援員が母子保健担当課の会議にも参加することで、さらなる連携強化を図った。</p> <p>令和7年度にこども家庭センターを設置したことにより、更なる関係各課・機関との調整・連携強化に努めていく。</p>	A	
⑤子どもに関する相談の充実	相談体制の充実	<p>子どもの安全確保を最優先に迅速な対応に努めた。子どもに関する相談内容に応じて相談員が子どもを地域資源につなぎ、関係機関間の連携促進を図るとともに、子どものケアを実施して、子どもの健全育成に向けた環境整備を行った。また、相談員の専門性向上を図るため、調整担当者研修やその他研修に積極的に参加した。</p> <p>相談員が子どもへの支援に関する研修に積極的に参加するとともに、その内容を課内で共有することにより専門性向上にも努めている。</p>	B	

審議会の意見

24-①②

DV事象だけでなく、人権問題の解決には関係機関との連携が効果的であり、安全安心な街づくりのため重要。今後も継続した取り組みを期待する。

24-③

就労支援は社会生活を営む上で重要施策である。今後も、継続した支援体制を機能させてほしい。

24-④⑤

関係機関との連携は充分に機能している。今後も要保護児童の把握に努め、子ども達の安全安心な生活につなげてほしい。